

一般社団法人日本ロボット学会 役員選任規程

2011年7月20日理事会制定

2011年11月15日理事会改訂

(目的)

第1条 本会定款第20条により、役員選任に関するこの規程をおく。

(推薦委員会)

第2条 役員選任に必要な事務は、理事会の選出した3名よりなる推薦委員会が行う。3名の内訳は、委員長1名、その他の委員2名とする。委員長は互選により選任する。

(役員の定数)

第3条 理事会は定款の定める範囲内で役員の定数を定める。

(候補者の決定)

第4条 理事会は選任すべき役員の候補者を、別に定める規程に則って決定する。

(例外処理)

第5条 この規程および関連規程等に定めない事態が生じたとき、推薦委員会は関連する規程等の主旨を尊重して適切な処置をとることができる。ただし事前または事後に理事会へ報告しその了承を得なければならない。

(役員の選任)

第6条 理事会は決定した役員の候補者を総会の招集通知の参考書類に記載するものとし、法令に定める各候補者ごとに決議する選任手続きを以って、定款20条に定める役員の選任の手續きとする。

2 役員の候補者が定数を上回る場合には、定款17条3項に従い総会において過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(正会員への報告)

第7条 理事会は、次期役員決定後すみやかに正会員に結果を報告しなければならない。結果には各候補者ごとの総会での決議結果を含むものとし、報告は会誌・会報などの文書によってもよい。

(担当理事)

第8条 本規程に関し、推薦委員会の発足その他について主に庶務担当理事が発議の任に当たる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2011年7月20日より実施する。
2. 本規程は2011年11月15日より改訂実施する。